

平成十九年十一月十三日受領
答弁第一八六号

内閣衆質一六八第一八六号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員江田憲司君提出約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のサンプル調査の結果においては、婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録、オンライン記録の入力ミス等があったと考えられる記録、平成十四年八月以前に死亡したと考えられる者の記録等を「その他」として分類しているが、そのうち、氏名又は生年月日が欠落しているため住民基本台帳ネットワークシステム上の記録と照合できなかった者の記録については、サンプル総数七千四百八十件に占める割合（以下単に「割合」という。）は、約五・九パーセントである。

これ以外のお尋ねの記録の割合については御指摘のサンプル調査の結果からは明らかではないが、社会保険庁においては、婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録の割合は約七・七パーセント、平成十四年八月以前を含め死亡したと考えられる者の記録の割合は約六・五パーセントと推計している。

また、お尋ねの「漢字変換ミス等オンラインへの入力ミスがあったと考えられる記録」及び「海外居住者の記録」については、現時点では、それぞれに該当する記録の特定等が困難であることから、これらの割合について推計することも困難である。

政府としては、今後、本年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」及び本年八月に厚生労働省において取りまとめた「年金記録適正化実施工程表」に基づき、平成十九年十一月末までを目途に、名寄せを行うためのプログラムを開発し、氏名、生年月日又は性別が収録されていない記録については社会保険事務所に現存している年金手帳記号番号払出簿等の記録に基づき補正した上で、平成二十年三月までを目途に、当該プログラムによる名寄せを実施し、その結果、基礎年金番号に記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴等をお知らせすることとしている。

また、名寄せだけでは基礎年金番号に結び付けることができない記録については、別途、当該記録の内容を解明した上で、必要な対策を実施し、できる限り基礎年金番号に記録を結びつけていくこととする。